

特定事業主行動計画 指標と目標数値

第3次行動計画	第3次行動計画（見直し）
<p>(1) 子どもの出生時※における男性職員の8日以上の休暇の取得率</p> <p>※ 出産予定日6週間（多胎妊娠の場合は14週間）前から産後8週間まで ただし、職員からの請求により任命権者が特に必要と認める場合は上記期間に最長2週間を加算した期間</p> <p>目標数値：平成31年度までに90%以上とします。</p>	<p>(1) 子どもの出生時※における男性職員の8日以上の休暇の取得率</p> <p>※ 出産予定日6週間（多胎妊娠の場合は14週間）前から産後8週間まで ただし、職員からの請求により任命権者が特に必要と認める場合は上記期間に最長2週間を加算した期間</p> <p>目標数値：平成31年度までに90%以上とします。</p>
<p>(2) 女性職員の育児休業の取得率</p> <p>目標数値：希望する女性職員全員が取得できるよう環境整備に努めます。</p>	<p>(2) 女性職員の育児休業、部分休業の取得率</p> <p>目標数値：希望する女性職員全員が取得できるよう環境整備に努めます。</p>
<p>(3) 男性職員の育児休業、部分休業の取得率</p> <p>目標数値：平成31年度までに育児休業、部分休業とも、それぞれ10%以上とします。</p>	<p>(3) 男性職員の育児休業、部分休業の取得率</p> <p>目標数値：育児休業、部分休業とも、それぞれ10%以上とします。</p>
	<p>(4) 採用試験受験者※に占める女性の割合 （※ 9月に実施する統一採用試験一次試験の受験者（一般事務のみ）を対象）</p> <p>目標数値：採用試験（一次試験）受験者に占める女性の割合を40%以上とします。</p>
	<p>(5) 女性職員の管理職への登用率</p> <p>目標数値：平成31年度までに、課長級以上に占める女性職員の割合を15%以上、副課長級以上に占める女性職員の割合を30%以上とします。</p>
<p>(4) 時間外勤務の時間数</p> <p>目標数値：各職員の1年間の時間外勤務時間数について、人事院指針等に定める上限目安時間の360時間以内の達成に努めます。</p>	<p>(6) 時間外勤務の時間数</p> <p>目標数値：各職員の1年間の時間外勤務時間数について、人事院指針等に定める上限目安時間の360時間以内の達成に努めます。</p>
<p>(5) 年次有給休暇の取得日数</p> <p>目標数値：年間20日の年次有給休暇のうち、職員1人当たりの取得日数を、平成25年48%（平均9.5日）から平成31年度80%（平均16.0日）とします。</p>	<p>(7) 年次有給休暇の取得日数</p> <p>目標数値：年間20日の年次有給休暇のうち、職員1人当たりの取得日数を、平成26年52%（平均10.4日）から平成31年度80%（平均16.0日）とします。</p>